空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準　新旧対照表

（傍線は改正部分）

改　正	現　行
平成１７年　９月　９日制定　（国空管第８６号、国空建第８７号、国空用第１２６号、国空無第１６９号）	平成１７年　９月　９日制定　（国空管第８６号、国空建第８７号、国空用第１２６号、国空無第１６９号）
平成１９年　６月２１日一部改正　（国空用第８７号）	平成１９年　６月２１日一部改正　（国空用第８７号）
平成２０年　１月２４日一部改正　（国空用第３５０号）	平成２０年　１月２４日一部改正　（国空用第３５０号）
平成２１年　３月２５日一部改正　（国空政第９７号、国空技企第１６６号、国空保第６３１号、国空用第４３２号、国空技第４２１号）	平成２１年　３月２５日一部改正　（国空政第９７号、国空技企第１６６号、国空保第６３１号、国空用第４３２号、国空技第４２１号）
平成２６年　３月２０日一部改正　（国空安保第７７７号）	平成２６年　３月２０日一部改正　（国空安保第７７７号）
平成２７年　３月１０日一部改正　（国空安保第６６３号）	平成２７年　３月１０日一部改正　（国空安保第６６３号）
令和　２年　８月　７日一部改正　（国空安企第１２５号）	令和　２年　８月　７日一部改正　（国空安企第１２５号）
令和　６年　３月２９日一部改正　（国官参航安第１２３９号）	令和　６年　３月２９日一部改正　（国官参航安第１２３９号）
令和　６年１２月２６日一部改正　（国官参航安第　８２９号）	令和　６年１２月２６日一部改正　（国官参航安第　８２９号）
令和　７年１１月２７日一部改正　（国官参航安第　７７９号）	（新設）
国土交通省航空局長	国土交通省航空局長
空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準	空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準
第１章　概論	第１章　概論
１．１　空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準の策定背景 国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）においては、国際民間航空条約に基づき、各締約国が遵守すべき国際標準・勧告を策定しているが、これらを記載した条約附属書のうち、飛行場関係の基準を記載した第１４附属書が平成１３年１１月に改正され、飛行場証明制度の導入に関する規定が盛り込まれた。 これに伴い、各空港の設置管理者（国が管理する飛行場にあっては、飛行場の設置及び管理の監督に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）は、施設を適切かつ安全に管理・運営するため、新たな安全基準として安全管理システムの策定等を行い、当該空港における施設面、管理面及び運用面に関する情報を文書化したマニュアル（以下「空港手引書」という。）を備え付け、適切な更新により常に最新のデータを維持しなければならないこととなった。 一方、我が国においては、従来、航空法（昭和２７年法律第２３１号。以下「法」という。）第４７条第２項の規定に基づき、空港の各施設が安全に管理されているかについて定期的に検査してきたところであるが、上記第１４附属書の改正を踏まえ、平成１６年１２月に航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号。以下「規則」という。）の一部改正を行い、空港の設置管理者に対して空港手引書を作成し、各空港に備え付けることを義務付けるなど、国際民間航空条約に基づく飛行場証明制度に対応した国内法の規定の整備を行ったところである。 また、平成２０年６月には、「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律」において、従来規則において策定が義務付けられていた空港手引書及び飛行場灯火手引書に替わり、空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出が法において義務付けられたところであり、平成２１年４月の法改正の機会	１．１　空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準の策定背景 国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）においては、国際民間航空条約に基づき、各締約国が遵守すべき国際標準・勧告を策定しているが、これらを記載した条約附属書のうち、飛行場関係の基準を記載した第１４附属書が平成１３年１１月に改正され、飛行場証明制度の導入に関する規定が盛り込まれた。 これに伴い、各空港の設置管理者（国が管理する飛行場にあっては、飛行場の設置及び管理の監督に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）は、施設を適切かつ安全に管理・運営するため、新たな安全基準として安全管理システムの策定等を行い、当該空港における施設面、管理面及び運用面に関する情報を文書化したマニュアル（以下「空港手引書」という。）を備え付け、適切な更新により常に最新のデータを維持しなければならないこととなった。 一方、我が国においては、従来、航空法（昭和２７年法律第２３１号。以下、「法」という。）第４７条第２項の規定に基づき、空港の各施設が安全に管理されているかについて定期的に検査してきたところであるが、上記第１４附属書の改正を踏まえ、平成１６年１２月に航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号。以下「規則」という。）の一部改正を行い、空港の設置管理者に対して空港手引書を作成し、各空港に備え付けることを義務付けるなど、国際民間航空条約に基づく飛行場証明制度に対応した国内法の規定の整備を行ったところである。 また、平成２０年６月には、「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律」において、従来航空法施行規則において策定が義務付けられていた空港手引書及び飛行場灯火手引書に替わり、空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出が航空法上義務付けられたところであり、平成２１年４月の法改

空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準　新旧対照表

（傍線は改正部分）

改　正	現　行
をとらえ、全ての空港において安全管理システムを導入したところである。 　なお、平成２６年４月からは、国際民間航空条約第１９附属書第３章に従い、「航空安全プログラム」を導入し、一層の安全性の向上を図ることとした。 　更に、令和２年６月の「無人航空機の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律（令和２年法律第６１号）」による法改正により、法第４７条第１項の「保安上の基準（空港にあっては、当該基準が基本方針）」が「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」（以下「機能確保基準」という。）に改められるとともに、同条第２項を第３項とし、新設の第２項で、機能確保基準が規定された。これに伴い、法第４７条の２第１項において、従来の「空港保安管理規程（セイフティ編）」は、その名称を「空港機能管理規程（セイフティ編）」に改められた。 　令和６年１月２日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえた航空の安全の確保に関する措置として、令和７年６月に公布された「航空法等の一部を改正する法律（令和７年法律第５５号）」による法改正により、法第４７条第２項の「機能確保基準」に第３号として地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項等を新たに加え、滑走路への誤進入対策を強化したところである。 　本策定基準は、空港機能管理規程（セイフティ編）作成に当たっての基準とするべく策定したものである。	正の機会をとらえ、全ての空港において安全管理システムを導入したところである。 　なお、平成２６年４月からは、国際民間航空条約第１９附属書第３章に従い、「航空安全プログラム」を導入し、一層の安全性の向上を図ることとした。 　更に、令和２年６月の「無人航空機の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律（令和２年法律第６１号）」による航空法の改正により、法第４７条第１項の「保安上の基準（空港にあっては、当該基準が基本方針）」が「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」（以下「機能確保基準」という。）に改められるとともに、同条第２項を第３項とし、新設の第２項で、機能確保基準が規定された。これに伴い、法第４７条の２第１項において、従来の「空港保安管理規程（セイフティ編）」は、その名称を「空港機能管理規程（セイフティ編）」に改められた。 　本策定基準は、空港機能管理規程（セイフティ編）作成に当たっての基準とするべく策定したものである。
第２章　～　第４章　（略）	第２章　～　第４章　（略）
第５章　空港運用手順及び安全対策の詳細 ５．１　（略） ５．２　空港制限区域への立入り 　規則第９２条第１７号に定める区域（以下「制限区域」という。）に人、車両等がみだりに立ち入らないようにするため、以下の事項について定めるものとする。 （１）不法侵入防止のための設備 　規則第９２条第５号に規定する立入禁止区域への不法侵入を防止するための施設（立入禁止柵、ゲート、車止め等）の材質・構造等について記載するものとする。 　なお、これを記載するに当たっては、「空港保安規程（空港保安管理規程（セキュリティ編）ガイドライン）」（平成１６年１２月２７日付け、国空総第１１７６号・国空管第１２８号）から名称変更された「空港機能管理規程（セキュリティ編）ガイドライン」に準拠するものとする。 （注）「空港機能管理規程（セキュリティ編）」に記載のある場合には、改めて本編に記載する必要はないが、セキュリティ編のどの部分に記載があるかを明記しておくものとする。 （２）違法な無人航空機の飛行の防止に係る措置 　空港利用者、空港周辺住民等に対し、空港の付帯施設に法第１３２条の８５第１項第１号の規定に基づく無人航空機の飛行の禁止、法第１３４条の３第１項の規定に基づく航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止等、空港及びその周辺における航空機の飛行に影響を及ぼす行為を防止する旨の周知を行うものとする。	第５章　空港運用手順及び安全対策の詳細 ５．１　（略） ５．２ 空港制限区域への立入り 　空港の制限区域に人、車両等がみだりに立ち入らないようにするため、以下の事項について定めるものとする。 （１）不法侵入防止のための設備 　空港への不法侵入を防止するための施設（立入禁止柵、ゲート、車止め等）の材質・構造等について記載するものとする。 　なお、これを記載するに当たっては、「空港保安規程（空港保安管理規程（セキュリティ編）ガイドライン」（平成１６年１２月２７日付け、国空総第１１７６号・国空管第１２８号）から名称変更された「空港機能管理規程（セキュリティ編）ガイドライン」に準拠するものとする。 （注）「空港機能管理規程（セキュリティ編）」に記載のある場合には、改めて本編に記載する必要はないが、セキュリティ編のどの部分に記載があるかを明記しておくものとする。 （２）違法な無人航空機の飛行の防止に係る措置 　空港利用者、空港周辺住民等に対し、空港の付帯施設に法第１３２条の８５第１項第１号の規定に基づく無人航空機の飛行の禁止、法第１３４条の３第１項の規定に基づく航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止等、空港及その周辺における航空機の飛行に影響を及ぼす行為を防止する旨の周知を行うものとする。

空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準　新旧対照表

（傍線は改正部分）

改　正	現　行
（３）制限区域立入及び車両使用の取扱い 制限区域立入及び車両使用の制限、これを承認する場合の承認手続及び承認条件、承認証の取扱い方法等制限区域立入及び車両使用の取扱いについて詳細に定めるものとする。 なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」（平成１７年９月９日付け、国空用第１２４号）「第２章　制限区域立入及び車両使用の取扱い」に準拠するものとする。 ５．３　～　５．９　（略） ５．１０　グランドハンドリング事業者の指導等 空港の設置管理者は、規則第９２条第１７号及び第１８号に基づき、制限区域における事故等を防止するため、制限区域に立ち入るグランドハンドリング事業者に対する措置等として、次の事項について定めるものとする。 なお、事故等の防止に関する指導にあっては、空港管理規則（昭和２７年運輸省令第４４号）、供用規程又は空港管理条例に基づく規則等に定めるところにより行う構内営業承認その他の方法により制限区域に立ち入るグランドハンドリング事業者に対し措置を講ずるものとする。また、これらの措置を定めるに当たり、国が管理する空港の設置管理者にあっては、「構内営業承認事務等の取扱いについて」（平成１６年３月３１日付け、国空管第２１８号）に準拠するものとし、国以外の空港の設置管理者にあっては、これを参照し、所要の措置を講ずること。 ①　グランドハンドリング事業者の登録 グランドハンドリング事業者に対し、航空安全監視システム（ASICSS）に次の事業者情報を登録させること。 なお、登録された事業者情報については、常に最新の情報に更新させること。 ア　事業者名称 イ　住所 ウ　実施するグランドハンドリング業務の別表に定める種別 エ　他の空港においてグランドハンドリング業務を実施している場合はその空港名 オ　その他航空安全当局が定める事項 ②　グランドハンドリング事業者の安全確保に関する措置 当該措置を定めるに当たっては、「空港運用業務指針」「第８章　制限区域内の安全管理」に準拠するものとする。 ③　グランドハンドリング事業者に対する直接調査への協力要請等 ア　制限区域における事故や、人又は車両が運用中の滑走路や誘導路等に無許可で進入した事案等のうち、重大な事案が発生した場合に、グランドハンドリング事業者に対して行う航空安全当局の直接調査等に協力させること。 イ　グランドハンドリング事業者に対し、アの直接調査やその結果に基づく是正等の措置に協力させること。 ウ　上記アの航空安全当局の行う直接調査等にかかわらず、空港の設置管理者は、事故等の防止の	（３）制限区域立入及び車両使用の取扱い 制限区域立入及び車両使用の制限、これを承認する場合の承認手続き及び承認条件、承認証の取扱い方法等制限区域立入及び車両使用の取扱いについて詳細に定めるものとする。 なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」（平成１７年９月９日付け、国空用第１２４号）第２章「制限区域立入及び車両使用の取扱い」に準拠するものとする。 ５．３　～　５．９　（略） （新設）

空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準　新旧対照表

（傍線は改正部分）

改　正	現　行
ために必要があると認める場合には、主体的にグランドハンドリング事業者に対して直接調査等を実施し、当該調査等についてグランドハンドリング事業者に協力させること。 ④　グランドハンドリング事業者に対する事故等の防止のための協議会への参加要請 空港の設置管理者は、グランドハンドリング事業者を「空港における安全管理システムの整備基準」（平成１７年９月９日付け、国空管第８５号、国空用第１２５号）４．２（４）に規定する協議会へ参加させること。 なお、協議会における取組については、「空港における安全管理システムの整備基準」（平成１７年９月９日付け、国空管第８５号、国空用第１２５号）に準拠するものとする。	
５．１１　～５．２１　（略）	５．１０　～５．２０　（略）
５．２２　滑走路の安全確保（ヘリポートを除く。） 滑走路誤進入・逸脱を防止するため、空港の設置管理者が講ずべき措置等及び連携体制の整備に関して必要な取組について詳細に定めるものとする。 なお、これらを定めるに当たっては、「滑走路の安全確保に関する指針（令和７年国土交通省告示第１０２８号）」「２．滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等（２）空港の設置者の取組」及び「３．滑走路関係業務提供者の連携体制の整備（１）各空港における連携体制の整備」に準拠するものとする。 また、空港の設置管理者が５．２０に規定する飛行場情報提供業務を実施する場合は、同指針「２．滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等（４）管制機関等の取組」に準拠するものとする。	（新設）
第６章　飛行場灯火運用手順及び安全対策の詳細 ６．１　～　６．７　（略） ６．８　飛行場灯火施設の安全確保（ヘリポートを除く。） 飛行場灯火施設の安全確保に関する事項について詳細に定めるものとする。 なお、これらを定めるに当たっては、「滑走路の安全確保に関する指針」の「２．滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等（３）航空保安施設の設置者の取組」のうち、飛行場灯火施設に関連する事項に準拠するものとする。 また、他の滑走路関係業務提供者の取組について協力し、地上走行中の航空機又は車両が滑走路へ誤進入することを防止するために必要な措置を講ずること。 ６．９　（略）	第６章　飛行場灯火運用手順及び安全対策の詳細 ６．１　～　６．７　（略） （新設） ６．８　（略）
第７章　安全管理システム 安全管理システムとは、安全に対する方針及び目標を明確にし、目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていくという系統立った包括的な管理手法である。 空港の設置管理者は、空港における安全運用（空港の設置管理者が設置する飛行場灯火施設の安全運用を含む。）を確保するため、安全管理システムを整備するものとする。 なお、整備に当たっては、「空港における安全管理システムの整備基準」に準拠することとし、空港	第７章　安全管理システム 安全管理システムとは、安全に対する方針及び目標を明確にし、目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていくという系統立った包括的な管理手法である。 空港の設置管理者は、空港における安全運用（空港の設置管理者が設置する飛行場灯火施設の安全運用を含む。）を確保するため、安全管理システムを整備するものとする。 なお、整備に当たっては、「空港における安全管理システムの整備基準」（平成１７年９月９日付け、国空管第８５号、国空用第１２５号）に準拠することとし、空港機能管理規程（セイフティ編）には、上

空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準　新旧対照表

（傍線は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>機能管理規程（セイフティ編）には、上記通達の基準に従いどのように対応しているかを明記するものとする。

別　表

グランドハンドリング業務の種別等

本策定基準において「グランドハンドリング業務」とは、規則第９２条第１７号に定める業務であって制限区域において旅客の安全な乗降の確保、航空機の地上走行の支援及び空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業に関する業務であって、航空機の安全かつ円滑な運航の確保を図るため航空機、旅客又は預入手荷物若しくは貨物について行う次に掲げる業務をいい、「グランドハンドリング事業者」とは、グランドハンドリング業務を実施する事業者をいう。

<table>
<tr><th></th><th>業務の内容</th><th>種別</th></tr>
<tr><td>１</td><td>航空機をエプロンの所定の停止位置に誘導し、又は車両やその他の機材を用いて牽引し、若しくは押し出す業務</td><td>航空機誘導・牽引・推進業務</td></tr>
<tr><td>２</td><td>航空機の燃料タンクに航空機の燃料を充塡し、又は航空機の燃料タンクから航空機の燃料を抜き取る業務</td><td>給油関係業務</td></tr>
<tr><td>３</td><td>航空機の発動機に圧縮した空気を外部から供給する業務</td><td>圧縮空気供給業務</td></tr>
<tr><td>４</td><td>航空機に付着した雪氷を除去し、又は航空機への雪氷の付着を予防するため航空機に薬剤を散布する業務</td><td>防除雪氷業務</td></tr>
<tr><td>５</td><td>空港等内の電気設備又は車両若しくはその他の機材により航空機に動力源として用いるための電気を供給する業務</td><td>電力供給業務</td></tr>
<tr><td>６</td><td>航空機内に温度が調節された空気を外部から供給する業務</td><td>冷暖房供給業務</td></tr>
<tr><td>７</td><td>機内食、飲料その他の客室内で使用する物品を航空機に積み込み、又は航空機から取り降ろす業務</td><td>機内食等物品の積込み・取降し業務</td></tr>
<tr><td>８</td><td>航空機のタンクに航空機内で使用する水を供給若しくは排水する業務又は汚水を処理に関する業務</td><td>給排水・汚水処理業務</td></tr>
<tr><td>９</td><td>航空機の機体を洗浄する業務</td><td>機体洗浄業務</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>航空機の航行に伴い生ずる廃棄物を航空機から取り降ろし、又は航空機内を清掃する業務</td><td>機内清掃業務</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>航空旅客取扱施設において航空機の搭乗券の発行その他の搭乗のための役務を提供する業務</td><td>旅客搭乗手続業務</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>航空旅客取扱施設と航空機との間で旅客を輸送する業務</td><td>旅客輸送業務</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>旅客搭乗橋又は旅客搭乗車の航空機への接続その他の旅客の航空機への搭乗又は航空機からの降機を支援する業務（保安検査を除く。）</td><td>旅客誘導業務</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>預入手荷物又は貨物について、旅客、荷主又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３９条第１号に規定する貨物自動車運送事業者から受け取り、若しくは旅客等に引き渡す業務</td><td>手荷物・貨物等取扱業務</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>航空旅客取扱施設又は航空貨物取扱施設と航空機との間で手荷物又は貨物を運搬し、航空機に積み込み、又は航空機から取り降ろす業務</td><td>貨物等運搬・搭降載業務</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>積載物の重量、重心位置、重量分布の算出・決定及び搭載計画の指示並び</td><td>重量重心管理業務</td></tr>
</table>
</td><td>記通達の基準に従いどのように対応しているかを明記するものとする。

（新設）</td></tr>
</table>

空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準　新旧対照表

（傍線は改正部分）

改　正				現　行
		に関係者への通知等に関する業務		
	17	前各号のほか、航空機の安全かつ円滑な運航の確保を図るため、空港において旅客、手荷物、貨物又は航空機について地上で行う業務	その他業務	